

【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 9（call4 公開版）】

※call4（<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>）公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

令和 3 年（家）第 3 3 5 号 性別の取り扱いの変更審判申立事件

申立人 鈴木 げん

## 補充書面 9

### （直近の国内外の各分野における動向）

2 0 2 3（令和 5）年 1 月 日

申立人代理人 藤澤 智実  
外

#### 第 1 はじめに

申立後の国内外の社会ないし法的動向、とりわけ、審尋の実施を  
求める上申以前には資料がなかった部分や、同上申以後に生じた事  
情で、特筆すべきものについて述べる。

「第 2」では、2022 年に実施・発表された性的マイノリティ  
当事者のアンケート調査について、本件規定の憲法適合性判断にあ  
たり参照されるべき部分について述べる。

「第 3」では、近時報道のあったトランスジェンダーに対するハ  
ラスメント紛争事例について述べる。

「第 4」では、国内でトランスジェンダーが直面する人権課題に  
ついて問題提起の取り組みが進み、本件規定の人権侵害性について  
も提起されていることを述べる。

「第 5」では、国際的な動きとして、2022 年 1 1 月、自由権  
規約委員が日本政府に対する総括所見を発表し、本件規定について

【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 9（call4 公開版）】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

撤廃を要求したこと、および国際 N G O 「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」が「人権年間 2 0 2 3」において、本件規定が日本の事件課題となっていることを述べる。

「第 6」では、2 0 2 2 年の国内外の医療分野における動向について述べる。

## 第 2 国内社会の現状（最新アンケートから）

### 1 2 0 2 2 年のアンケート調査からみる当事者の置かれた状況

#### (1) はじめに

申立書「第 7 本件規定による権利侵害の重大性」の「性自認を尊重されないことによる苦痛」（第 7、3、(1)）及び「精神的苦痛が健康や生命を脅かすほどのものであること」（第 7、6）で主張した本件規定がもたらす重大な権利侵害について、その内容について理解を深めるためには本件規定より戸籍上の性別取り扱い変更のために生殖腺除去手術を要求される者たちが置かれている社会的な状況を背景事情としておさえる必要がある。そこで、2 0 2 2（令和 4）年に、特定非営利活動法人 R e B i t が行ったアンケート調査「L G B T Q 子ども・若者調査 2 0 2 2」の内容（甲 B 2 7 の 1：速報版）を参照しつつ、補充する

#### (2) アンケート調査の実施団体及び概要

ア R e B i t は、L G B T を含めたすべての子どもがありのまま大人になれる社会を目指す認定 N P O 法人で、2 0 0 9 年に設立された（甲 B 2 7 の 2：2 0 2 1 年度団体報告書）。

同法人は、L G B T Q の子ども・若者特有の困難解消、多様性を包摂する社会風土の醸成を目的として掲げ、教育事業（学齢期

【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 9（call4 公開版）】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

の主課題である教育現場での理解・支援を届ける)、キャリア事業(青年期の主課題であるキャリアのサポートを行う)を行っている。

イ 「LGBTQ子ども・若者調査2022」は、同法人が2022年9月に、インターネットで実施したアンケート調査であり、回答者数2670名のうち、有効回答者2623名の回答を分析したものである(甲B27の1)。

本調査では、LGBTQなどのセクシュアル・マイノリティのうち主に10代から30代前半の者を対象にしているところ、これらの者を「LGBTQユース」としており、本書面でもこれに倣う。

本調査より見えてきたLGBTQユースが直面する課題は、まさに、申立人が本手続において主張してきた「性自認を尊重されないことによる苦痛」及び「精神的苦痛が健康や生命を脅かすほどのものであること」と重なるものである。なお、本調査の対象は、主に10代から30代前半の者であるが、本調査によって改めて示された当事者の受けている不利益や苦痛は、若年層に限定されるものではない。

以下、詳述する。

(3) 「性自認を尊重されないことによる苦痛」に関連する状況

ア LGBTQユースの89.1%が保護者との関係で困難を経験していること(甲B27の1・3～4頁)

LGBTQユースの91.6%が、保護者にセクシュアリティに関して安心して話せない状況にあり、実際に、LGBTQユースの89.1%が保護者との関係で困難を経験したと回答して

【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 9（call4 公開版）】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

いる。保護者との関係で生じた困難の具体例としては、「保護者から L G B T Q でないことを前提とした言動があった」、「保護者に自分のセクシュアリティを隠さないといけなかった」、「保護者が L G B T Q に否定的な言動をした」、「保護者へセクシュアリティがバレてしまうことを不安に感じた」などである。

これらの点について、「親にカミングアウトしていないので、自分の好きな服を着たいと言えず、着ることができない。」、「L G B T Q の芸能人のことを『なにあれキモイ』と親が言っているのを見て、同じセクシュアリティでは無いけれど、嫌だなあと思った。」、「親に『お前そっちじゃないよな』など探りを入れられる度に『そんなわけない』と嘘をついて笑うことが辛かった。家の中でさえ、自分が自分でいられないことが辛かった。」、「1 2 年前に、母にセクシュアリティがバレたとき『二度と女性とは付き合いません、男性と結婚し子供を産みますと復唱しろ』と言われ拒否したら、『言うまで出さない』と飲まず食わずで 3 日間部屋に監禁された。恥ずかしい、なんで産まれてきたの、いっぺん死んできてとも言われた。」などの当事者の声が紹介されている。

保護者に相談できないだけでなく、保護者との関係性自体が、困難や悩みにつながっているのである。

イ L G B T Q 学生の 70.7% が、直近の過去 1 年に学校で困難を経験していること（甲 B 2 7 の 1・4～5 頁）

（ア）L G B T Q 学生の 70.7% が、過去 1 年に学校で困難やハラスメントを経験したと回答している。具体的な困難状況の上位 3 回答は、「男女別整列や名前の『さん・くん』分けなど、不要に男女分けをされた」、「生徒が、L G B T Q に関してネ

【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 9（call4 公開版）】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

「タや笑いものにしていた」、「生徒が、性別を理由に理想的な行動を指示していた」であった。

このような困難がある状況にもかかわらず、LGBTQ学生の93.6%が、教職員にセクシュアリティに関して安心して相談できない状況にあるという結果であった。

さらには、教職員に相談できないだけでなく、LGBTQ学生の33.6%は、教職員が要因となっている困難も経験している。具体的な困難状況は、「先生が、性別を理由に理想的な行動を指示していた」、「先生が、LGBTQに関してネタや笑いものにしていた」などである。

この点について、「10代のときに先生たちに理解がなく、『思春期の一時的な気の迷い』とか『あんたはおかしい』とか言われて辛かった。最終的に不登校になって自傷行為もしていた。今でも正直先生たちを恨んでいる。」、「中学で先生に性別違和の相談をしたら、女子生徒扱いを高校まで我慢すること、人に言わない事を強いられ、自認する性別で学校に通えなかった。また高校入学時、親と制服のことで揉めた。」、「中学の時、性教育の時間に『思春期になると異性に恋をします』と教えられてとても嫌だった。先生が、他の生徒についてアウティングをしたり、オカマや女装をネタにするなどの行動があり、信頼出来なかった。高校の時、担任になった先生にセクシュアリティのことを相談したら親にその旨を電話された。」、「将来男性と結婚することや、そもそも結婚をすることを前提に進路のことを話されるのが嫌だった。」、「毎日服を脱がされるいじめを受けていたが誰も助けてくれなかった。体育の

授業で着替えをしなかったのが教員に無理やり脱がされた。」  
という当事者の声が紹介されている。

(イ) また、L G B T Q は不登校のハイリスク層でもある。この1  
年で10代L G B T Q の52.4%が「学校に行きたくない」  
と感じ、実際に不登校を経験したL G B T Q 中学生は22.  
1%、高校生は14.9%であった。これらの文部科学省の  
『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(2020)』と比較すると、不登校率はL G B T Q 中  
学生で5.4倍高く、L G B T Q 高校生では10.6倍高い状  
況であることが指摘されている。

ウ 就職の採用選考時に、トランスジェンダーの75.6%が困  
難やハラスメントを経験していること(甲B27・6頁)

(ア) この1年で就職・転職を経験したトランスジェンダーの7  
5.6%が採用選考時に困難やハラスメントを経験していた。  
具体的な困難状況は「エントリーシートや履歴書に性別記載  
が必須で困った」(41.2%)、「選考時に、セクシュアリティ  
を伝えられなかった・隠さなくてはならず困った」(35.  
3%)、「選考時にカミングアウトをすべきか、どの範囲です  
べきか分からず困った」(33.0%)、「性自認と異なるスー  
ツ・服装、髪型、化粧をしなくてはならず困った」(27.3%)、  
「性自認とは異なる性別として、就職活動をしなければなら  
ず困った」(26.8%)が上位5回答であった。

この点について、「就職活動が死にたくなるくらい辛かった。  
卒業間際まで内定が出ず、自分は普通じゃないから社会に居  
場所がないんだ、と毎晩泣いた。就活ガイドブックの服装は男

女でハッキリ分かれていてどっちにすればいいのか、“間違っ  
て”選んでしまったことで就職先が決まらなかったらと不安  
になった。面接時に必ず『トランスジェンダーなの？』と聞か  
れ、『最近そういうの流行ってきてるうちも理解があるけど、  
でも実際難しいよね』と言われ、落とされた。」「これから就  
職活動が始まるにあたり、スーツの問題に困っています。私は  
男性でも女性でもない性を自認しているので、レディース、メ  
ンズ、どちらのスーツを着ても、自分らしくはいられないと感  
じています。一体どうすればいいのか、答えは見つかっていま  
せん。」「転職活動時、自治体の就労支援センターの職員に『あ  
なたみたいな人は専門の団体に斡旋してもらわなければ無理』  
と言われた。同じ職員さんに当たるかとも思うと怖くてその  
後そこには行けていない。」といった当事者の声が紹介されて  
いる。

(イ) また、25歳～34歳のLGBTQのうち、この1年で1  
0.5%が長期欠勤や休職を経験し、13.0%が仕事を辞め  
ており、就活時だけでなく、働き始めてから困難があること  
がわかる。

この点について、「仕事の人間関係のせいで自殺未遂をした。  
長期休みの間に、上司に会社の上層部にアウティングされた。  
辛くて退職した。」という当事者の声が紹介されている。

エ セクシュアリティを認知したとき、69.9%が不安や戸惑  
いを感じていたこと（甲B27の1・7頁）

セクシュアリティを認知したとき、LGBTQユースの69.  
9%が不安や恐れを感じたと回答している。具体的な不安や恐

【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 9 (call4 公開版)】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

れの内容として、「自分は変なのではないかと思った」、「人に言  
ってはいけないと思った」、「家族に知られたら悲しませるので  
は、怒られるのではと思った」、「大人になれるのか、幸せに生き  
ていけるのか、不安だった」といった回答が上位であった。また、  
セクシュアリティについて必要な情報を得たかった平均年齢が  
12.5歳であるのに対して、実際に情報を得た平均年齢は18.2歳で、5.7年の差があるという結果も示された。このこ  
とから、セクシュアリティを認知するタイミングで、不安や恐れ  
を持たずに自身を受容できる環境が不十分であることが見て取  
れる。

この点について、「20歳を越えてノンバイナリーを自覚した  
が、学生時代にセクシュアル・マイノリティに関する情報を得て  
いたら、自分の性別に関してここまで悩む必要が無かったのにな  
と思う。」、「誰かに助けてほしかった」、「14歳当時、ゲイは  
気持ち悪いという固定概念があり、自分自身を受け入れられな  
かった」、「19歳で自分のセクシュアリティに気づいてから、将  
来が不安になった。同性同士だと結婚できず、法的な保障がない  
ことが不安。」といった当事者の声が紹介されている。

#### オ 本件規定との関係

生殖腺除去手術を希望しない／受けられないトランスジェン  
ダー当事者が、本件規定により性別取り扱い変更を認められな  
い場合には、公的書類の記載上、常に自認する性別を否定され続  
けるところ、その否定が当事者に与える精神的苦痛を理解する  
には、これらの背景についても念頭に置かれるべきである。

生育過程の様々な場面で、否定的な言動にさらされ、不安を感

じながら育つ者も少なくない。そうした者にとって、公的書類の記載が自分のアイデンティティを肯定するものであるか否かは、自己受容ができるか否か、他人からの承認を得られるか否か、生活全般の安心感を得られるか否かという問題にかかわりうる。

また、生殖腺除去手術を受ける場合には高額な費用負担があることは既に申立書 90～91 頁及び補充書面 5「第 4」で詳述したが、この経済的負担の重大さを評価するにあたって、上述の状況は念頭に置かれなければならない。すなわち、生殖腺除去手術を受けるために、収入を得て貯蓄をすることを願ったとしても、上述のような保護者との不和、学校での困難、就職時の困難といった事情が要因となり、生活が困窮する場合もある。

### （3）精神的苦痛の深刻さに関する状況

ア L G B T Q ユースが自殺におけるハイリスク層であること  
（甲 B 27 の 1・1～2 頁）

10 代 L G B T Q は、過去 1 年に、48.1% が自殺念慮、14.0% が自殺未遂、38.1% が自傷行為を経験したと回答した。この点について、日本財団の『日本財団第 4 回自殺意識調査（2021）』と比較し、10 代 L G B T Q の自殺念慮は 3.8 倍高く、自殺未遂経験は 4.1 倍高い状況にあることが指摘されている。

この点について、「自認する性で生きられないことが死にたくなるくらい辛いことだと分かってほしい。何気ない言葉に沢山傷ついてるのを知ってほしい、気づいてほしい。」「胸が膨らんだり生理が始まったりと身体が変化すること、世の中の“普通”を少しずつ押しつけられていくことによって、自分の中で違和

【オペなしで！戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 9（call4 公開版）】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

感が膨らみ希死念慮を抱くまでになりました。」という当事者の声も紹介されている。

イ L G B T Qユースが精神疾患におけるハイリスク層であること（甲 B 2 7 の 1 ・ 2 ～ 3 頁）

10代 L G B T Q の 5 2 . 3 % が、過去 1 年で摂食障害、依存、不眠などの心身不調や精神疾患を経験したと回答した。また、10代 L G B T Q は、メンタルヘルスを測る K 6 尺度で気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じていると想定される「10点以上」が、5 6 . 1 % とされ、これは、厚生労働省の『国民生活基礎調査（2019）』と比較し、7 . 2 倍高い状況であることが指摘されている。

「16～22歳はセクシュアリティに対して理解が得られないことで、家に帰宅したくない・うつ症状・摂食障害・自殺念慮などを強く抱えて生きていた」、「『おかま』『ホモ』などの侮蔑的表現の言葉に自分が振り分けられる恐怖と日々闘い、疲弊して高校生の頃に精神疾患を発症し、高校を中退せざるを得なくなった。」という当事者の声も報告されている。

このように、L G B T Qユースは、精神障害におけるハイリスク層でもある。

ウ L G B T Qユースが孤独・孤立におけるハイリスク層であること（甲 B 2 7 の 1 ・ 3 頁）

孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した10代 L G B T Q は、2 9 . 4 %、20代 L G B T Q は 2 7 . 2 %、30代 L G B T Q は 2 5 . 8 % であった。この点について、内閣府の『孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（2022）』と比較する

【オペなしで！戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 9（call4 公開版）】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

と、孤独感が「しばしばある・常にある」の回答が、10代LGBTQは、8.6倍高い状況であることが指摘されている。

「Xジェンダー、アロマンティック・アセクシュアルは日本で広まってないし理解されないので、苦しいし、孤独を感じる。特に高校生は恋愛話が好きらしいので、話に混ざれない。」「地方在住なのですが、友だち作りや居場所づくり、周囲からのプレッシャーなどの面から、都心部との格差を強く感じます。コロナ禍によりなかなか移動が出来ず、孤独感が強くなりました。」といった当事者の声が報告されている。

このように、LGBTQユースは孤独・孤立におけるハイリスク層でもある。

#### エ 本件規定との関係

上記引用に含まれる当事者の声は、直接には本件規定を要因として語るものではない。しかし、性のあり方に関する否定的な経験の積み重ねが、精神や命の危険に結びつくことの証左となっている。

したがって、本件規定により、公的書類上で性のあり方を否定され続けることや、公的書類上の記載を根拠に他人から性のあり方を否定されることもまた、精神や命の危険に結びつきかねない。

#### (4) まとめ

本件規定がトランスジェンダー当事者にもたらす不利益について、上記調査に表れている社会的な状況を念頭に置きながら把握すれば、その重大性は明らかである。

【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 9（call4 公開版）】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

### 第3 近時の紛争事例

#### 1 職場におけるセクハラについて訴訟提起された事例

上述のようなシスヘテロ規範の根強さが顕れた一例として、ピクシブ社でのトランスジェンダー女性に対するセクハラ事件が挙げられる（なお、提訴後に会社側が謝罪したと報道されている。甲B28：インターネット記事）。

報道によれば、トランスジェンダー女性が入社当日から、執行役員の男性上司から腰に手を回される、性自認や性的経験について尋ねられる、わいせつな言葉をかけられるなどのセクハラを受け、その後、加害男性からの謝罪の際に「男だから平気だと思った」、「これからはお前を一人の女性として見る」と言った発言をされたというものである（性自認と異なる性別でカテゴライズをするミスジェンダリングについて、申立書84～85頁参照）。

これらのハラスメントに対して、被害者が会社に相談したところ、生来の女性と当該被害者に対するセクハラでは重みが違うという発言もされた（甲B28）。ここには、性加害がトランスジェンダーに向けられたときにはその被害者の属性を理由に被害が矮小化されるといった問題点が指摘される。

#### 2 職場におけるハラスメントにより労災が認定された事例

トランス女性の従業員に対し、上司が「戸籍上は男性なのか女性なのか」、「女性として見られたいのであれば細やかな心遣いが必要だ」といった発言をしていたほか、同人を「君付け」したり「彼」と称したりする行為を繰り返していたことが確認された事案で、2022年6月、労災と認定された（甲B29の1，2）。

#### 3 まとめ

【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 9（call4 公開版）】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

「第2」で詳述した根強いシスヘテロ規範が、若者を取り巻く環境だけでなく、一般的な職場の中にもいまだ根強く存在していることかこれらの事例からわかる。

トランスジェンダー当事者には、有形無形の不利益が日々ふりかかっており、これによって、自己実現の機会が損なわれ、アイデンティティを否定される苦痛が再生産・強化され、また、健康リスクの増加や就業機会の損失など確実に小さくない経済的損害ももたらしている。

一方で、上記「1」の事案では提訴後に会社が謝罪をしており、上記「2」の事案では性自認を否定するようなハラスメントの精神的負荷が大きいものだと評価されたことがうかがえる。これらは、社会の中に差別・偏見が温存されていたとしても、司法や行政の扱いにおいては差別・偏見になびくことなく、むしろ差別・偏見がもたらす損害の重大性に目を向けるべきであると認識されている結果といえよう。

本件規定の憲法適合性判断においては、本件規定の適用を受けるトランスジェンダー当事者らの置かれた状況を踏まえた上で、その背景も加味して本件規定による権利侵害の重大性を評価されたい。そして、人権の砦として、民間企業や行政が採った以上に差別・偏見を是正する立場を明確にして審理されたい。

#### 第4 国内の社会の変化

上述したセクシュアル・マイノリティをとりまく社会状況を背景に、2022年、トランスジェンダー当事者が直面する社会的課題について問題提起する顕著な動きがあった。

【オペなしで！戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 9（call4 公開版）】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

それら問題提起においては、本件規定により生殖腺除去手術が事実上強いられ、手術を受けられない者は戸籍上の性別取り扱いを変更できないという点についても、大きく注目された。

## 1 トランスジェンダー国会

### ア 概要

令和4年10月12日、トランスジェンダーのみをテーマとした初めての院内集会である「トランスジェンダー国会」が開催された。国会議員約20名（代理出席を含むと約30名）が参加した（甲30：OUT JAPAN記事）。

### イ 集会の内容

（ア）同集会にて、LGBT法連合会の五十嵐ゆり氏は、日本学術会議が2020年に性同一性障害特例法の廃止と「性別記載変更法」の制定（医学モデルから人権モデルへ）を提言したこと、LGBT法連合会でも当事者が直面する社会的困難のリストを作成しており、就職活動で内定が決まったがトランスジェンダーであることをカムアウトしたところ取り消された、ハローワークで「あなたに紹介できる仕事はない」と言われた、性暴力に遭った、といった事例が枚挙にいとまがないほどたくさんあること、また、性同一性障害特例法改正への意見調査を当事者に実施しており、手術要件、子なし要件、非婚要件いずれも95%～100%で撤廃に賛成という結果が出ていることなどを紹介した。

（イ）国際人権NGO「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」の土井香苗氏は、トランスジェンダーである子どもたちが、将来手術を受けなければ未来がないと恐怖を感じていること、性同一

【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 9（call4 公開版）】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

性障害特例法が今は実態に合わないものになっていること、健康上の被害、海外でのヘイトクライムのことなどを紹介した。

(ウ) 静岡大学の笹沼弘志教授（憲法学）は、「生物学な性別によって男女が決まるなどということは憲法には書いていない。性別二元論はフィクションだ」と指摘し、国が性別の自己決定権を認めないのは憲法 13 条（幸福追求権）に違反していること、トランスジェンダーは特権を求めているのではなく、制度的に作られている障壁（シスジェンダーによる特権）をなくし、自認する性で生きるという人間としての基本的な権利を求めていることを主張した。

(エ) 大阪公立大学の東優子教授（ジェンダー/性科学）は、W P A T H（世界トランスジェンダー・ヘルス専門家協会）の活動として、トランスジェンダーや多様なジェンダーの人々の健康のためのケア基準である「SOC (Standard of care)」の最新版がこの 9 月に公開され、ノンバイナリーなど多様性に注目した T G D（トランスジェンダー・アンド・ジェンダーダイバーズ・ピープル）という新たな呼び名が提唱されたこと、性同一性障害特例法の 5 つの要件は「ただちに改正が必要」であり、特に断種の強制は人権侵害である、国際的コンセンサスから逸脱している、といった内容の書簡（甲 F 1 2）を日本政府（法務大臣と厚生労働大臣）に対して送っていることを紹介した。

(オ) 高校教師の土肥いつき氏は、自らが主催する「トランスジェンダー生徒交流会」で小学生やその保護者から寄せられたり

【オペなしで！戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 9（call4 公開版）】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

アルな声として、周囲がダメだというから「大きくなるまでは男の子のフリをして生きようと思った」という小学校1年のトランス女子、自認する性別で学校に通えないので「小学校に行きたくない」という児童、性別を常に突きつけられて困っているという声、トランスジェンダーであることでいじめにあい、他の自治体への引越しを余儀なくされたケース、スイミングスクールに通いたいけど更衣室の問題で利用できないつらさ、小学校4年のトランスジェンダーの子を持つ親御さんが、第二次性徴抑制剤によって我が子の苦痛を軽減してあげたいと思ったものの、保険適用外であるため、毎月2～3万円もかかるので苦しいという声などを紹介した。

(カ) G I D学会理事長である岡山大学の中塚幹也教授は、I C D - 1 1の発効を受けて、今後は性同一性障害ではなく性別不台として、G I D学会と共同で新たなガイドラインが策定される予定であること（医療モデルから生活モデルへ）、医療へのアクセスを保証することも大事で、手術への保険適用は認められたもののホルモン治療は自費で、混合診療を認めないという国の方針であるため実質的に保険適用で手術を受けることができない現状は問題であること、G I D学会では子なし要件や手術要件の撤廃を求めていること（甲B 1 4）などを説明した。

(キ) 杉山文野氏は、5 0 0名の当事者へのアンケートの結果を紹介しながら、特例法の子なし要件について、子どものせいで自分らしくあれない方もいて家庭不和の原因にもなっている、自分も父として子育てをしているが戸籍上養母なのでか

【オペなしで！戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 9（call4 公開版）】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

えって混乱させてしまうこと、子どもにとって親は親であり、子の福祉の観点からも撤廃が必要であることを述べた。また、手術要件について、自分が体さえ切れれば戸籍性を変えられる…という強迫観念に苛まれて手術を受けてしまう人も少なくないこと、パートナーの親に手術を受けて戸籍性を変えたら結婚を認めると言われた（手術かパートナーかを迫られた）経験、自殺未遂した方のこと、リスクを冒して自費で手術を受けることの不条理、当事者だけでなく周りの人たちをも苦しめていることなどを挙げ、早急に制度の見直しを行うことを訴えた。

(ク) また、本件申立人も登壇し、病院などで身分証と見た目との違いを追及される困難を避けて人里離れた山間部の自宅そばの病院には行けず、死亡届に「女」と書かれるのが苦痛であること、若いトランスジェンダー当事者は手術前提の人生設計を余儀なくされていることなどを述べ、本裁判についても紹介した。

ウ 小括

トランスジェンダーが直面する人権課題のみをテーマにした院内集会在初開催されたことは、我が国において、トランスジェンダーに対する差別の解消を求める声が確実に高まっていることの顕れである。

そして、トランスジェンダーの人権課題に関心をもつ者にとっては、もはや本件規定の人権侵害性は明確な共通認識となっている。

## 2 東京トランスマーチ2022開催

【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 9 (call4 公開版)】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

2022 (令和4) 年 11 月 12 日、東京トランスマーチ 2022 が開催された (甲 B 31)。

トランスマーチは、コミュニティの結束力を高め、トランスジェンダーの人権課題の認知度を高めるために開催されるようになったトランスジェンダーのプライドパレードであり、2004 年にサンフランシスコで始まって以降、世界各地に広まっている。

わが国では、令和3年に初めて開催され (Tokyo Trans March 2021)、同年は約400名が参加した。東京トランスマーチ2022には、前年の倍以上となる約1000名が参加し、パレードが行われた。

パレードでは4つのフロートが設けられたところ、そのうちの1つは、岡山事件最高裁決定において、本件規定が合憲と判断されたことへの問題提起をテーマにしたものであった。このことは、当事者や支援者にとって、本件規定の存在及びこれに対する司法の判断に対する関心が極めて高く、重要な問題であることを示すものである。

### (3) 小括

このように我が国においては、未だにシスヘテロ規範が根強く存在し、トランスジェンダーに対するヘイトスピーチ等も散見されるところであるが、その一方で差別を解消するための取り組みは進んでいる。

本件規定の違憲性を裏付ける国内外の議論については、申立書第8で詳細に述べ、本書面第4でも述べるところであるが、本件規定の人権侵害性については、国会議員の間でも、世論においても認識が広がっている。

【オペなしで！戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 9（call4 公開版）】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

## 第 5 国際分野における動向

### 1 自由権委員による総括所見

#### (1) 総括所見の発表

国際人権（自由権）規約委員会は、2022（令和4）年11月3日、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という）の実施状況に関する第7回日本政府報告書に対して、同年10月13日、14日に審査を実施し、総括所見を発表した（甲F0の1，2）。

#### (2) 総括所見内容

総括所見第10項及び第11項では、以下の指摘がなされた（和訳（甲F20の2）及び下線は申立人代理人による）。

10. 委員会は、締約国が性的指向及び性自認に基づく差別と闘い、平等な待遇に関する意識を高めるために講じた措置に注目する。それにもかかわらず、性的指向と性自認に基づく差別を禁止する明確な法律がないことを懸念している。さらに、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、およびトランスジェンダーの人々が、特に公営住宅、戸籍の性別変更、法律的な結婚へのアクセス、および矯正施設での処遇において、差別的な扱いに直面していることを示す報告に懸念を抱いている（第2条および第26条）。

11. 委員会の以前の勧告6に沿って締約国は以下のことを行うべきである：

(a) レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、およびトランスジェンダーの人々に対する固定観念および偏見と闘うために、意識向上の活動を強化する。

【オペなしで！戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 9（call4 公開版）】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

(b) (略)

(c) 生殖器または生殖機能の剥奪及び未婚であることを含む、法的な性別変更のための不当な要件を排除することを検討する。

(d) (略)

### (3) 国内法における意義

#### ア 自由権規約批准国としての責務

同委員会は、自由権規約によって設置され、同規約の解釈に責務を負う立場からの権威ある所見である。日本政府は、批准国として同委員会から指摘された内容につき誠意をもって受け止め、優先課題として実現すべき責務を負う。

#### イ 国内世論への影響

2022年11月9日、日本弁護士連合会は、「国際人権（自由権）規約委員会の総括所見に対する会長声明」を発表した（甲B32）。

特に注目すべき点を挙げる中で「公営住宅、戸籍上の性別変更、同性婚、矯正施設での扱いにおける差別的扱いの是正などを勧告した（同10、11項）。」と触れた上で、「今回の審査で取り上げられた諸課題は、この声明で取り上げられなかった問題を含めて、いずれも早急にその解決が求められる重大な課題である。当連合会は、日本政府が委員会の勧告について誠意をもって受け止め、その解決に向けて、立法化を含む法制度の実施や改善、研修の充実などに努力することを強く求めるとともに、それらの実現のために、日本政府に対する要請等も含めて、総括所見で示された勧告等実現のために全力で努力していく所存である。」と述べた。

【オペなしで！戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 9（call4 公開版）】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

## 2 人権年鑑 2023

### (1) 「人権年鑑 2023」発行

2023年1月12日、国際人権NGO「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」（本部：米ニューヨーク市）が、活動対象としている100か国近くの国について、2022年の人権状況をまとめた「人権年鑑 2023（ワールド・レポート）」を公表した（甲F21、F22）。

### (2) 日本に対する指摘

「人権年鑑 2023」は、日本の人権状況について、難民および、死刑制度、女性の権利、子どもの権利、性的指向と性自認、刑事司法、気候変動、外交政策の8項目で整理している。

そして、「性的指向と性自認」の項目において、国がトランスジェンダーに対し、性自認にしたがった法的性別が認められるために不妊手術を要求していることを人権課題として挙げている（甲F21）。

## 第6 医療分野における動向—各診断基準・ガイドライン

### 1 ICD—11国内適用に向けた動向

#### (1) 申立書における主張

申立書19頁において、WHOが2019年に国際疾病分類の第11版であるICD—11を採択したこと、国内でも2022年1月から正式に適用される見通しであること、およびその内容について述べた。

#### (2) 2022年1月以降の状況

この分類がWHOのみならず日本国内でも適用されるためには、

【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 9（call4 公開版）】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

厚労省及び総務省による決裁を経て、総務省により告示される必要がある（甲D40・29頁）。2023年1月1日現在、こうした過程が未了であるため国内適用が実現していないが、厚労省内部で検討作業が進められているところである（同）。

こうした動きと同時並行的に、専門医らによるICD11国内適用に向けた準備も進められている。日本精神神経学会「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン」（現行の第4版は甲D15）については、ICD11の変更に合わせた改訂作業中である（甲D41）。

## 2 DSM5改訂版発行

### （1）申立書における主張

米国精神医学会が発行するDSM5では、ICD11に先行して「性同一性障害」という概念を廃止した。「2013年、精神疾患の診断統計マニュアルの第5版であるDSM-5を発表した際に、性同一性障害（gender identity disorder）の概念を廃止して、性別違和（gender dysphoria）という疾患名を採用し」（申立書18頁）、診断に用いる概念として「体験するジェンダー（experienced gender）」という語を使用するようになった（申立書19頁）。

### （2）改訂版の発行

2022年3月、DSM5について、ICD-11発表後の改訂版であるDSM5-TRが発表された。針間克己医師は、性別違和を精神疾患のリストに残したことやその診断基準には変化がないものの、当事者のジェンダーをいっそう尊重する方向性の用語の変更があったと指摘する（甲D42：針間論文・1115頁）。

【オペなしで！ 戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 9 (call4 公開版)】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

その例は以下のとおりである（日本語は針間医師による仮訳）。

「natal female」→「individual assigned female at birth」

（出生時が女性 → 出生時に女性と指定された人）

「mastectomy」→「transmasculine chest surgery」

（乳房切除 → トランス男性胸部手術）

### 3 世界トランスジェンダーヘルス専門家協会によるケア基準（第8版）

#### （1）申立書における主張

申立書において、世界トランスジェンダーヘルス専門家協会（以下、「WPATH」という）のケア基準及び日本政府への書簡について述べた。

すなわち、WPATHのケア基準第7版（以下、単に「ケア基準第7版」という）ではリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖の健康）という項目を設け、次のような内容を掲げている（申立書46頁、甲F7）

- ・ホルモン療法や性別適合手術を受けた人が、生物学的な親にならないことを悔やむケースがある。

- ・ホルモン療法を開始する前に、MTFは精子を保存するという選択肢を知らされるべきであり、精子バンクなどの利用について考慮するよう勧められるべきである。

- ・FTMの選択肢には、卵母細胞または受精欄の凍結保存が含まれる。

また、ケア基準第7版は、身体治療について、苦悩をもつ人々が自らのジェンダー・アイデンティティを模索し、しっくりくる性役割を見出すのを援助するためにあること、ホルモン療法や手術は、

【オペなしで！戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 9（call4 公開版）】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

人々が満足できる自己のあり方を獲得するために利用することができる多くの選択肢のうちの2つであるにすぎないことなどを定めている（申立書99頁、甲F7・5頁）。

日本政府法務大臣・厚生労働大臣あてに2019年5月28日付の書簡（甲F12）を送り、特例法1号から5号の要件すべてについて改正を促し、最も緊急性が高いものとして断種要件の廃止を挙げた（申立書99頁）。

## （2）ケア基準第8版の発行

2022年9月6日、WPATHのケア基準第8版（以下、単に「ケア基準第8版」という）が発行された。

ケア基準第8版の導入部分では、医療的ケアにはホルモン治療や外科的治療があることを述べた上で、そうした必要性や必要な範囲には個人差があることを強調している（甲D43の1・7頁、甲43の2）。

外科的治療について述べた13章では、生殖腺除去手術の前に生殖の選択肢についての意思確認を行うことや、他のケアでの治療に適応しない場合や本人の希望がある場合に生殖腺除去手術を実施することを推奨している（甲D43の1・129頁、甲D43の2）。

すなわち、最新のケア基準第8版も、ケア基準第7版と同様に、一貫して、生殖腺除去手術を必要とするかは個人により異なるという立場をとっている。そして、「自らの生殖腺を使用した生殖という選択肢」を視野に入れて検討した個々人の希望に基づいて実施の有無が判断されるべきであるという立場を堅持している。

また、ケア基準第7版同様にリプロダクティブ・ヘルス（性と生

【オペなしで！戸籍上も「俺」になりたい裁判 補充書面 9（call4 公開版）】

※call4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000075>) 公開用に適宜省略・修正をしています。

※再頒布はご遠慮下さい。リンクは自由にお貼りください。

殖の健康)に関する章を設けており、その内容はより緻密にトランスジェンダー当事者の生殖腺を使用した生殖に配慮したものとなっている(甲D43の1・157頁、甲43の2)。

これらの内容からすれば、本件規定が性別取り扱い変更を希望するトランスジェンダー当事者へ生殖腺除去手術を強いていることが、ケア基準から逸脱し自己決定や健康を阻害するものであることがいっそう明確になったといえる。

## 第7 まとめ

「第2」及び「第3」の内容を踏まえて、申立書及び各補充書面で詳述した本件規定により生じる不利益を評価すれば、重大な権利侵害であることは明白である。

これらの不利益について、「第4」及び「第5」で述べたとおり、国内外で人権を侵害するものとして問題提起の声がますます広がっている。

こうした重大な権利侵害を放置することは、「第6」で述べた医療分野の動きとも矛盾をきたしており、正当化根拠のないことは一層明らかになっている。

以上を踏まえ、本件規定が憲法13条及び14条に違反し無効であるとの憲法判断の上、他の要件すべてを満たす申立人について性別取り扱い変更を認める審判を下すべきである。

以上